

2022年3月改定・元町商店街まちなみ内規ルール

元町商店街内に掲出可能な自光式広告物基準

【共通事項】

現行のまちなみ内規ルールでは、「地上広告物、看板は、原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、「自発光式は自粛、点滅式は禁止」を遵守する」としています。

そこで、やむを得ず設置する場合の設置可能な屋外広告物の基準を以下の通り、限定列举します。

なお、同屋外広告物の掲出場所は、原則として、自主規制ラインから建物外壁面までの間の路上及び宅地上に限るものとし、置き看板等出し入れ可能な広告物(固定した屋外広告物でない)とします。

【種別ごとの基準】

種別	項目	基準
電光掲示板	大きさ	表示面積はヒューマンスケール(約 0.5 m ² 以下)とし、激しい点滅を伴わないものに限る
	表示内容	電光掲示板を使った広告物は、自家用に限る
回転灯	表示方法	点滅灯および回転灯の類は、広告物に附帯していないものであること。ただし、安全のために必要なものはこの限りではない
ネオンサイン	表示内容	ネオン管を使った広告物は、自家用とし、屋号、ロゴマーク、営業しているか否かを示す内容に限る
	その他	美観を損なわないこととし、かつ、過度に明るくないようにするなど、周辺景観との調和に努めること
デジタルサイネージ	設置数	1店舗につき、数は1つまでとする
	大きさ	画面の大きさはヒューマンスケール(約 0.5 m ² 以下)とする
	音	音は出さない
	掲出の向き	突出広告物のように通りの進行に対して正対してはならない
	光の色彩・輝度、動きなど	歩行者等の安全や健康が確保されるように、派手な色彩、過度な発光や点滅、激しい動きは避ける
	動画の内容	動画の内容は、以下に示したものに当てはまるものを流してはならない <ul style="list-style-type: none"> ● 自家用でないもの ● 商品やサービスの価格などを誇張した表現のもの ● 動画配信サイトなどで流している動画をそのまま流すもの ● 公序良俗に反するもの、または公衆に不快感や不安を与えるもの ● 商店街内の歩行の妨げとなる人だかりを生じさせるもの
液晶モニター	全般	上記デジタルサイネージの基準に準ずる
内照式看板	全般	美観を損なわないこととし、かつ、過度に明るくないようにするなど、周辺景観との調和に努めること